

## 24 公益社団法人宮城県観光連盟

### 1 基本情報

所在地	仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁内			代表者	会長 村井 嘉浩
電話	022-221-1864	ファックス	022-211-2829	ホームページ	<a href="https://www.miyagi-kankou.or.jp">https://www.miyagi-kankou.or.jp</a>
設立	昭和24年6月14日	改革分類	自立支援団体	県担当課	経済商工観光部 観光プロモーション推進室
出資等の状況	第1位 - ( - ) - 千円	第2位 - ( - ) - 千円	第3位 - ( - ) - 千円	その他	- ( - ) - 千円
設立目的(定款等)	この法人は、宮城県内の観光振興に関する事業を通じて、地方文化産業と地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。				出資等総額 ( 0 千円 0.0% )

### 2 主な事業内容

	事業名	事業費(単位:千円)			事業内容
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
事業1	観光客誘致対策事業	27,425	64,330	83,049	滞在型観光の推進, 教育旅行の誘致促進, 外国人観光客の誘致促進等
	全体事業に占める割合	27.8%	56.2%	61.9%	
事業2	観光情報の収集・発信事業	41,138	29,002	24,900	観光資料の作成・配付, ホームページ・SNSの運営, 観光情報発信センターの運営等
	全体事業に占める割合	41.7%	25.3%	18.6%	
事業3	収益事業等	17,886	13,248	14,536	むすび丸グッズの販売事業等
	全体事業に占める割合	18.1%	11.6%	10.8%	
その他の事業	観光開発・啓発・研修事業	12,105	7,906	11,687	地域観光開発の推進, ホスピタリティーの推進, 大型観光宣伝キャンペーンの対応, 寄附金財源による特別事業等
	全体事業に占める割合	12.3%	6.9%	8.7%	
全体事業費		98,554	114,486	134,172	指定管理者
全体割合		100.0%	100.0%	100.0%	

### 3 評価

#### (1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公的的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
県内の観光資源を広く内外に紹介宣伝し、観光客誘致促進に努め地域経済活性化と県内観光産業の振興発展を図る。	観光事業者との連携、観光キャンペーンと連動した事業のほか、グッズ販売による自主財源を確保の上で公社等の経営基盤の強化を図り、観光情報の発信による観光客誘致のさらなる促進を期待する。

#### (2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(令和3年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
市町村、観光協会等の会員を通じ観光情報を収集し、観光資料やホームページ、SNSなどで広く発信した。 県や観光誘致協議会と協力し、新型コロナウイルス感染症のリバウンド防止対策の情報発信などを行った。	令和2年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を見極めながら効果的に情報発信を行った。 その他、教育旅行の誘致などにも積極的に取り組んでおり、観光客誘致に寄与している。

#### (3) 団体に対する総合評価(令和3年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 組織運営の健全性 ※1	公認会計士との顧問契約により、税務をはじめ会計処理全般について指導を受けて適正に業務を行うことができた。なお、持続的な活動の確保のため、事業継続計画について今後検討する。	公認会計士との顧問契約により指導を受けており、監査については会計事務に精通した監事の監査を受けていることから、安全性は確保されている。	A
ロ 財務の健全性 ※1	補助金等割合の増加は、「教育旅行誘致活動強化事業」を受託し、みやぎ教育旅行等コーディネーター支援センターの事務局を担うことに起因するものである。収益事業においては、前年同様の収益があることから、財政基盤は安定傾向にある。	補助金等割合の増加は、県と調整の上「教育旅行誘致活動強化事業」を受託し、みやぎ教育旅行等コーディネーター支援センターの事務局を担うことに起因するものである。収益事業においては、前年度同様の収益があることから、財務状況全般についての健全性は確保されている。	A
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題	新型コロナウイルス感染症の感染収束を見据え、観光需要の喚起のため、効果的なPR活動が求められる中、会員及び関係団体と連携し効果的に事業を推進することはもとより、地域間競争の上では事業拡充が必要であることから、現状での財務基盤は安定しているが、事業拡充には一層の組織・財務基盤の強化が必要である。	新型コロナウイルス感染症の感染収束を見据え、観光需要の喚起を効果的に実施するため、県内全域を網羅した観光振興を担う期間としての団体の重要性は増していることから、組織運営・財務の健全性の確保や関係機関と連携した効果的な事業実施に向け、必要な助言を行っていく。	総合評価 A

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」・「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況（単位：千円）

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(R3 - R2)
貸借対照表	資産合計	109,187	110,597	131,042	20,445
	流動資産	87,523	87,966	105,332	17,366
	固定資産	21,664	22,631	25,710	3,079
	うち基本財産	0	0	0	0
	負債合計	62,424	57,478	72,421	14,943
	流動負債	42,796	36,350	48,793	12,443
	固定負債	19,628	21,128	23,628	2,500
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	46,762	53,119	58,620	5,501
	指定正味財産	1,494	3,393	178	△ 3,215
一般正味財産	45,268	49,726	58,442	8,716	
正味財産増減計算書	経常収益	114,755	131,419	154,849	23,430
	うち事業収益	45,213	53,831	90,270	36,439
	経常費用	107,716	126,961	146,133	19,172
	うち管理費	9,162	7,177	8,004	827
	評価損益等調整前当期経常増減額	7,039	4,458	8,716	4,258
	当期経常増減額	7,039	4,458	8,716	4,258
	経常外収益	0	0	0	0
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	7,039	4,458	8,716	4,258
当期指定正味財産増減額	582	1,899	△ 3,215	△ 5,114	
当期正味財産増減額	7,621	6,357	5,501	△ 856	
県の財政的関与	補助金	10,389	29,273	11,871	△ 17,402
	委託金 ※2	13,027	30,936	69,890	38,954
	負担金	26,182	26,164	26,164	0
	補助金等合計	49,598	86,373	107,925	21,552
	総収入 ※3	115,337	133,318	151,635	18,317
	総収入に対する補助金等割合	43.0%	64.8%	71.2%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
	損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0

※2 委託金：随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。  
 (なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入＝経常収益＋経常外収益＋当期指定正味財産増減額【正味財産増減計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(R3 - R2)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	42.8%	48.0%	44.7%	-3.3%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	204.5%	242.0%	215.9%	-26.1%
借入金依存度	(長期借入金＋短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	6.1%	3.4%	5.6%	2.2%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	8.0%	5.5%	5.2%	-0.3%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (6月末現在)	令和3年度における 常勤役職員の状況	
役員	常勤 (うち県OB)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	平均年齢	-
	非常勤 (うち県OB)	22 (0)	21 (0)	22 (0)	平均年収 (千円)	-
職員	常勤職員 (※4)	2	2	3	常勤職員(プロパー)	
	プロパー職員	2	2	3	平均年齢	48.5
	県OB	0	0	0	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公開
	県派遣職員	0	0	0		
	その他の派遣職員	0	0	0		
上記以外の職員(※5)	8	14	13			
障害者雇用の状況 (※6)	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	-	雇用障害者数	-	実雇用率	- %

※4 常勤職員：プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員：任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する「障害者雇用状況報告書」の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

## 24 公益社団法人宮城県観光連盟

＜組織運営の健全性に関する指標＞

No.	項目	評価内容	評価	
1	組織統制に関する規程等の整備	業務規程等が整備され、内部牽制が図られているか。	① 8項目未満整備	0
			② 8項目以上整備	1
			就業規則（無期転換ルールの対応含む）	■
			役員報酬規程	■
			職務分掌規程	■
			会計規程	■
			契約規程	■
			決裁規程	■
			給与規程	■
			退職手当規程	■
			施設等の管理規程	□
2	コンプライアンスの確保（経営への取組・内部統制）	コンプライアンスに関する取組を行っているか。	① 合計0点。またはコンプライアンス違反事例があった。	0
			② 1～2点	1
			③ 3～4点	2
			④ 5点以上	3
			○コンプライアンスに関する規程を整備している。（2点）	■
			○コンプライアンスに関する規程を今年度中に整備する予定（1点）	□
			○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。（1点）	□
			○職員に対する啓発等研修の場を設定している。（1点）	■
			○業務監査体制を強化する体制整備や取組を行っている。（1点）	■
			○内部統制に関する取組を行っている（1点）	□
			○BCP（業務継続計画）を作成している。（1点）	□
			○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。（1点）	□
			○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組を行っている。（取組内容： ）（1点）	□
3	実効性を持った監事監査の実施	公認会計士・税理士が会計・経理業務に関与しているか。	① 公認会計士・税理士の関与はない。	0
			② ③以外に公認会計士・税理士の関与を得ている。（定期的に指導を受けている）	1
			③ 公認会計士・税理士が監事（監査役）に就任し監事（監査役）監査を実施、または監査法人による監査を実施している。	2
4	経営幹部への民間企業等出身者の登用	民間の経営ノウハウ活用による組織の活性化や自立的経営の促進を図る観点から、役員に業務に精通した民間企業等出身者を登用（採用）・配置しているか。	① 登用していない。	0
			② 登用している。	1

No.	項目	評価内容	評価		
5	人材育成、内部登用の拡大、独自の人材確保の取組	職員の人材育成、プロパー職員の内部登用、または独自の人材確保（プロパー職員等の採用による県派遣職員との入れ替え）が図られているか。	①人材育成の取組を行っていない。また、内部登用や独自の人材確保も行っていない。	0	1
			②人材育成の取組を行っているほか、内部登用や独自の人材育成を行っている。	1	
6	事業内容・財務情報等のホームページ公表	ホームページにおける情報公開は、どのような状況にあるか。	①ホームページで公開していない。	0	2
			②下記のうち、6項目未満（会社法法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1	
			③下記のうち、6項目以上（会社法法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	2	
			定款（寄附行為）	■	
			役員等名簿	■	
			事業計画書	■	
			収支予算書（収支計画）	■	
			事業（営業）報告書	■	
			収支計算書	■	
			貸借対照表	■	
			損益計算書（正味財産増減計算書）	■	
			財産目録	■	
キャッシュフロー計算書（作成している場合）	□				
役員の報酬・退職金に関する規定	■				
合計（10点満点）				8	

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、 今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考 指標
公認会計士との顧問契約により、税務をはじめ会計処理全般について指導を受けて適正に業務を行うことができた。なお、持続的な活動の確保のため、事業継続計画について今後検討する。	公認会計士との顧問契約により指導を受けており、監査については会計事務に精通した監事の監査を受けていることから、安全性は確保されている。	A

<参考指標>
合計点が
8～10点の場合：A（概ね良好）
5～7点の場合：B（改善の余地あり）
2～4点の場合：C（改善措置が必要）
0～1点の場合：D（大いに改善措置が必要）

## 24 公益社団法人宮城県観光連盟

### ＜財務の健全性に関する指標＞

No.	項目	評価内容	評価		
1	(公益法人) 正味財産増減額と収 支相償の状況	正味財産が減少している場合でも法人の継続に支障がない状態を保っているか。  収支相償を満たしているか。	①収支相償の基準を満たしていない。 または、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%以上	0	4
			②3期連続で一般正味財産増減額がマイナスだが、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%未満	1	
			③収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が3期連続マイナスでない。	2	
			④収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が当期プラス	3	
			⑤収支相償の基準を満たしており、直近の一般正味財産増減額が2期連続プラス	4	
	(公益法人以外) 一般正味財産増減額 ／経常損益の状況	一般正味財産は連続で減少していないか。 経常損益は連続で赤字を計上していないか。	①3期連続減少又は赤字	0	
			②当期を含め1期又は2期減少又は赤字	1	
			③当期のみ増加又は黒字	2	
			④当期を含め2期連続増加又は黒字	3	
			⑤3期連続増加又は黒字	4	
2	(公益法人会計) 正味財産比率の状況	財政基盤は安定しているか。 [正味財産比率(%) = 正味財産合計 ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①正味財産比率が30%未満	0	2
			②正味財産比率が30%以上	2	
	(企業会計) 自己資本比率の状況	財政基盤は安定しているか。 自己資本比率(%) = 純資産合計 (株主資本) ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①自己資本比率が30%未満	0	
			②自己資本比率が30%以上	2	
3	短期的支払能力の適 正性【流動比率】	流動比率は適正を維持しているか。 [流動比率(%) = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100]	①下記以外	0	1
			②当期100%以上	1	

No.	項目	評価内容	評価	
4	補助金等依存の抑制 総収入に対する補助金等割合は抑制基調にあるか。 [補助金等割合＝補助金等合計÷総収入×100]	①対前期増加幅が2期連続2%以上	0	0
		②①又は③以外	1	
		③対前期減少幅が2期連続2%以上、又は当期補助金等なし	2	
5	借入金抑制 【借入金依存度】 借入金依存度は抑制されているか。 (3期比較) [借入金依存度(%)＝(長期借入金＋短期借入金)÷資産合計(総資産)×100]	①下記以外	0	2
		②当期≤前期、又は当期≤前々期	1	
		③当期≤前期≤前々期、又は当期借入金なし	2	
6	累積剰余金(欠損金)の状況	①累積あり	0	2
		②累積なし	2	
合計(13点満点)				11

団体による自己評価 (概況、今後の課題・対策等)	県(主務課)の所見	参考指標
補助金等割合の増加は、「教育旅行誘致活動強化事業」を受託し、みやぎ教育旅行等コーディネート支援センターの事務局を担うことに起因するものである。収益事業においては、前年同様の収益があることから、財政基盤は安定傾向にある。	補助金等割合の増加は、県と調整の上「教育旅行誘致活動強化事業」を受託し、みやぎ教育旅行等コーディネート支援センターの事務局を担うことに起因するものである。収益事業においては、前年度同様の収益があることから、財務状況全般についての健全性は確保されている。	A

<参考指標>
合計点が 11～13点の場合：A(概ね良好) 7～10点の場合：B(改善の余地あり) 3～6点の場合：C(改善措置が必要) 0～2点の場合：D(大いに改善措置が必要)